

# 計測証明書

(日本語版)日本J/24クラス協会

## 計測証明書を取得するには

- ① ライセンスビルダーは、(a) 著作権者(Jボート社)より世界共通の一貫ハル番号を取得する。  
(b) 計測証明書用紙のパートBとCの欄に記入し、コピー1部を艇と共に購入者に渡し、コピー1部を国際J/24クラス協会(以下IJCAと呼ぶ)本部に渡す。
- ② オーナーは(a)セーリング競技規則(RRS)に従ってセイル番号を取得する。日本J/24クラス協会(以下JJCAと呼ぶ)から書面によって、ヨットオーナーに割り当てられたものが無ければ、セイル番号はハル番号とする。  
(b)パートAを完成し、コピー1部をクラス会費と一緒にJJCAに送る。  
(c)IJCAによって公認された計測委員に、計測証明書のパートDの計測をしてもらう。  
(d)要求された備品及びオプション備品のリスト(ルール3.7.3)を完成し、コピー1部をレース中積載する。  
(リストをJJCA及びIJCAに渡す必要はない。)
- ③ JJCA計測委員は、(a)計測証明書パートDの原本に署名してJJCAに送り、コピー1部をオーナーに、コピー1部をJJCAに送り、コピー1部を保管する。  
(b)計測証明書でルール2.7.6に従って、ヨットの意図した性質とデザインから逸脱しているとみなされる事は逐一報告する。
- ④ JJCAによって記入されたパートA、B、CとDを受取り、すべての現行J/24クラス会員の必要条件が満たされたことが確認された後で、計測証明書を発行する事ができる。  
(これは、計測証明書に裏書きすることによっておこなう事ができる。)
- ⑤ オーナーの変更により計測証明書は無効となり、JJCAへの再登録と新しい計測証明書の発行が必要となる。  
新しい計測証明書を取得するために、新しいオーナーはパートAに記入し、クラス会費と前オーナーの計測証明書コピー1部と、オーナー変更申請書JJCAに提出する。もし、ヨットが改造されている場合は、再計測が必要となる。

<b>【パートA】 ※オーナー記入欄</b>		
オーナーの宣言		
ヨット名	ハル番号	セイル番号
オーナー氏名	電話(自宅)	(勤務先)
住所 〒		e-mail
共同オーナー氏名	電話(自宅)	(勤務先)
住所 〒		e-mail
フリート名	水域	NJCA
私は、自らの責任でクラスルールに合致するよう整備したヨットのみでレースに参加することを誓います。 またセイル、スパーその他は計測してJ/24クラスルールに適合したもののみ使用します。		
年	月	日
オーナー氏名		印

## 日本J/24クラス協会の登録

- (a) JJCAが署名する。  
私は(a)このヨットが、上記パートAに記載されたオーナー名で、JJCA及びIJCAの会員名簿に登録されていること。
- (b)ビルダーは、著作権者および国際セーリング連盟(ISAF)と良好な状態にあることを証明します。

日本J/24クラス協会会長 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_ 年 月 日

## 【パートB】

項目	ルール		最小	実測値	最大
1	2.7.3	取り付け前の鉛バラストの重量	415		435
2b	2.7.5	ビルダー重量(1989年3月1日以降に建造、納入され、リグ未整備)	1190		1250
3	2.8.2	ビルダー重量(2b)を満たすために必要な修正重量			30

ハル番号 \_\_\_\_\_ 完成年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

## 【パートC】

### ライセンスビルダーの宣言

(出荷前に項目1、2及び3が正しかった事をITCが認めた後に、ビルダーが記入、署名をする。)  
私は、この艇が(a)Jボート社承認の出所より入手したモールドにより(b)公式図面、仕様書及び国際J/24クラス協会規則に従い、  
©J/24クラスルールの精神及びその定めるところ、並びにライセンス契約によって建造された事を証明します。

ライセンスビルダー名 \_\_\_\_\_ 署名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_ 年 月 日